

中国の OA 関連データ(登録率・審査周期・技術分野・審査部門・分割出願)

ーその代理実務に触れながらー

三好内外国特許事務所

顧問・中国特許弁理士
鐘 晶(Zhong Jin)

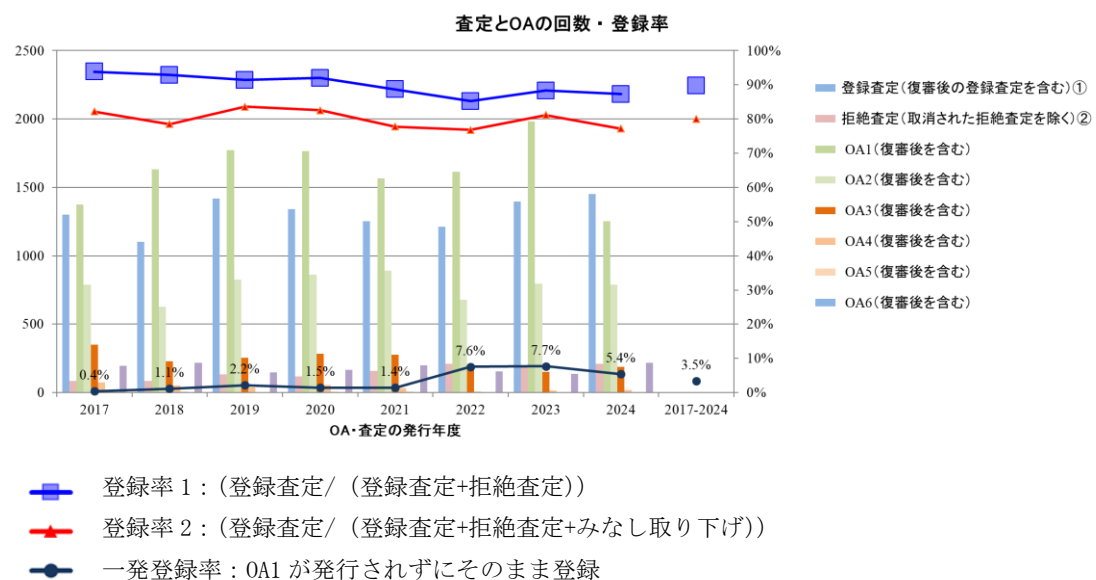


はじめに

中国で特許を出願し権利化を目指す外国の出願人にとって、中国国家知識産権局(CNIPA)における近年の審査運用の動向は、常に注視すべき点であると思われます。特に、OA(オフィスアクション)の傾向、登録率、審査周期、分割出願の運用状況などは、代理実務においても戦略構築に大きな影響を与えます。本稿では、ある共通の特徴を有する外国出願人による特許出願の 2025 年 1 月時点のデータを基に、これらの項目を整理し、実務的な視点からの考察を加えてまいります。

1. 登録率

中国における特許審査は、年によって厳しさが変動します。下図に示すデータによれば、近年で審査が厳しかった年は 2022 年であり、その後若干回復しています。しかしながら、全体としては段々と厳しくなっている傾向が見られます。また、同じ 2022 年から一発登録される案件が増えてきており、これは、OA 回数を減らして審査効率を向上させるという CNIPA の方針に合った動向と言えます。



また、復審(拒絶査定不服審判に相当)に関するデータも注目すべきです。復審請求は、拒絶査定が出された後でも、補正を行ったり、あるいは異なる視点から主張したり等の対応をすることで登録に至る可能性があり、戦略的にとても重要だと思われます。

復審決定・発行年度	2020			2021			2022			2023			2024		
復審決定・件数と各比率	件数	①	②	件数	①	②	件数	①	②	件数	①	②	件数	①	②
1 復審決定	99			123			156			143			145		
1-1 拒絶査定 ¹ の維持（合議体のみ）	15	39.5%		48	39.3%		70	45.2%		64	44.8%		80	55.2%	
1-2 拒絶査定 ¹ の取消（前置審査＋合議体）	23	60.5%		74	60.7%		85	54.8%		79	55.2%		65	44.8%	
1-2-1 前置審査	21		91.3%	46		62.2%	60		70.6%	60		75.9%	50		76.9%
1-2-1 合議体	2		8.7%	28		37.8%	25		29.4%	19		24.1%	15		23.1%
2-1 合議体による拒絶査定 ² の維持	15	88.2%		48	63.2%		70	73.7%		64	77.1%		80	84.2%	
2-2 合議体による拒絶査定 ² の取消	2	11.8%		28	36.8%		25	26.3%		19	22.9%		15	15.8%	
3-1 合議体 拒絶査定 ³ の維持 復審通知あり	15		88.2%	48		72.7%	70		80.5%	64		90.1%	80		88.9%
3-2 合議体 拒絶査定 ³ の取消 復審通知あり	2	100.0%	11.8%	18	64.3%	27.3%	17	68.0%	19.5%	7	36.8%	9.9%	10	66.7%	11.1%
3-3 合議体 拒絶査定 ³ の取消 復審通知なし	0	0.0%		10	35.7%		8	32.0%		12	63.2%		5	33.3%	
4-1 復審決定	99		84.6%	123		91.1%	156		91.2%	143		91.1%	145		87.3%
4-2 復審終了通知書	18		15.4%	12		8.9%	15		8.8%	14		8.9%	21		12.7%

なお、中国における前置審査は、審判請求時の補正無しでも経由されるものであり、前置審査の審査官が拒絶査定を取り消すべきと判断した場合は、取り消しの決定が行われます。

上図の表において、①の列は拒絶査定が維持されたのか、それとも取り消されたのかを表しており、②の列は拒絶査定取消となった案件において、前置審査で取り消されたのか、それとも合議体によって取り消されたのかを表しています。

上記データによると、2024 年は、拒絶査定取消が 5 割未満になっており、年々減少傾向にあります。中でも、合議体による拒絶査定取消の比率が減少傾向にあるため、取消を勝ち取るためには、前置審査で如何に頑張るかも重要となっています。2024 年においては、合議体による拒絶査定取消比率が 15.8%と低下しており、復審過程における補正対応の重要性も再認識されます。

2. 審査周期

近年、中国における審査周期はやや長期化しています。筆者の手元のデータによると、長期化の主な要因は、第一回審査意見通知書（OA1）が発行されるまでの期間が長期化していることです。これは、一般的には出願件数の増加と審査官リソースの逼迫が原因と推測されます。2024 年に発行された OA のデータを整理したところ、「実体審査に入る旨の通知書」が発行されてから OA1 が発行されるまでの期間の平均周期は 25.2 ヶ月でした。また、「実体審査に入る旨の通知書」が発行されてから登録査定が発行されるまでの期間の平均周期は 30.6 ヶ月であり、「実体審査に入る旨の通知書」が発行されてから拒絶査定が発行されるまでの期間の平均周期は 31.2 ヶ月でした。

3. 技術分野と審査部門による登録率の差異

技術分野ごとに見た場合、登録のしやすさに微かに差異がありました。筆者の手元のデータを機械・電気・化学分野に分けて整理したところ、化学分野の出願の登録率は機械・電気分野と比べて若干低めであることが分かりました。

また、中国では現在 CNIPA 内部だけでなく、全国に設置された審査協力センター（北京・天津・河南・江蘇・湖北・四川・広東）で特許審査が行われています。審査部門別に登録率を整理すると、全体として大きなバラツキは見られないものの、特に、北京・天津・湖北の審査協力センターに関しては、審査件数も多く、技術分野によるバラツキが少なく安定した審査結果が得られていました。

4. 分割出願の活用実態とその効果

分割出願は、中国特許実務において非常に重要な手段です。親出願と異なる要件で権利化を図りたい場合、また親出願が拒絶/拒絶維持を受けた際に引き続き権利化を模索する場合等に、効果的に利用されます。実務において、分割出願のタイミングは以下の3パターンに分類できます。

- ① 特許査定後
- ② 拒絶査定後(審判請求と同時)
- ③ 査定・みなし取下げ前

これらの状況に応じた登録率は、①>③>②の順で高くなっており、特に特許査定後の分割出願の登録率は平均 88%前後と高く、進歩性の指摘も他の場合と比べて少ないため、積極的に検討する余地があります。

親出願の拒絶査定後に分割出願を行ったケースにおいても、審判請求と併せた分割出願であれば、登録率は平均 45%前後となりました。分割出願の審査官は基本的には親出願の審査状況を確認するため、平均 45%前後という登録率は意外に高いという印象を受けました。そのため、親出願が拒絶された場合に引き続き権利化を図るという点において、分割出願は十分に戦略的価値があると考えられます。但し、実務においては、請求項を再構成したり、明細書から新たな発明ポイントを見出したりすることで、分割出願としての道を切り拓く余地があるかを精査することが求められます。

また、査定・みなし取下げ通知前の分割出願の登録率も平均 79%前後と比較的高く、重要案件については権利化を目指す上で有効な選択肢となり得ます。

5. 代理実務における示唆

これらの傾向分析はあくまで筆者の手元のデータを基に行ったものですが、ある程度中国の特許審査運用の動向を表しているのではないかと考えています。これらの傾向は、特許実務上の判断の参考とすることができます。

例えば、

- ・拒絶査定を受けたとしても、復審・分割出願を通じて権利化の道を模索する。
- ・復審又は分割出願の場合、補正の余地があるかどうかを検討する。
- ・OA1 までの周期が長いことを見越して、早期審査や補正の準備を怠らない。

といった対応が挙げられます。

中国特許庁の審査制度は、制度としては一定の型を持っていながらも、実務上は個別対応の積み重ねによって結果が大きく左右される場面が多く存在します。とりわけ分割出願の活用は、発明の権利化戦略として、日本を含む外国の出願人にとっても有効な選択肢の一つと言えるでしょう。

終わりに

本稿では、中国の外国出願人に関する OA 関連データを起点に、登録率、審査周期、技術分野別の特徴、分割出願の状況等について整理しました。中国現地代理人としては、これらの傾向を把握した上で、出願人のビジネス目的や案件の重要度に応じた最適な提案を行うことが求められます。

常に審査動向の変化を敏感に感じつつ、柔軟な対応と戦略的判断を実践することが、中国特許実務における鍵となることでしょう。

以上